

令和7年度新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金Q & A

令和7年5月1日現在

Q1：いつの利用の分から対象になりますか？

A1：令和7年4月1日から令和8年3月31日に実施した事業が対象です。

Q2：いつまでに申請すればいいですか？

A2：令和8年1月30日までに申請してください。ただし、申請順かつ予算の範囲内で交付しますので、事業が決まっている場合はお早めに申請してください。

Q3：特急くろしおを利用しない場合は対象外ですか？

A3：団体割引適用後の普通運賃のみを対象とします。

Q4：団体割引の適用を受けなかった場合の補助対象経費はどうなりますか？

A4：団体割引が適用されたものとして補助対象経費を算出します。

Q5：部活動は校外学習に含まれますか？

A5：学校の公式活動であれば部活動も校外学習と見なします。

Q6：8人未満の利用は交付対象外ですか？

A6：交付対象外です。

Q7：最寄りの役所に提出してもいいですか？

A7：令和7年度は新宮市企画調整課へ提出してください。

Q8：12歳の小学生の運賃は、大人運賃ですか？

A8：小学生であれば、小児運賃で計算します。

Q9：事前に申請した人数に変更があった場合は、どうすればいいですか？

A9：新宮白浜区間鉄道利用促進補助金変更申請書を新宮市企画調整課に提出してください。

Q10：急きょ事業が中止となった場合は、どうすればいいですか？

A10：新宮白浜区間鉄道利用促進補助金の事業中止承認申請書を新宮市企画調整課に提出してください。

Q11：グリーン車の料金は補助対象経費に含まれますか？

A11：普通車指定席を補助対象経費とします。しかし、利用予定の特急列車の普通車指定席が満席で予約できない等、やむを得ない理由がある場合は、グリーン車の料金も補助対象経費に含みます。

Q12：新宮白浜区間以外の運賃は補助の対象となりますか？

A12：新宮白浜区間で要した経費が補助対象です。

例えば、周参見駅～和歌山駅を特急くろしを号で旅行する場合、団体割引が適用された JR 旅行金額からキロ程単価を算出し、新宮白浜区間の該当区間キロ程を乗じた額が補助金額となります。
(申請額・積算額内訳書の記載例②を参照)

Q13：新宮白浜区間に 2 箇所以上の目的地がある場合、補助対象経費はどのように算出しますか。また、申請額・積算額内訳書の書き方はどのようにすればよいでしょうか？

【例】白浜町に在住で、串本町と那智勝浦町に旅行する場合（白浜駅→串本駅→紀伊勝浦駅→白浜駅という行程）

A13：新宮白浜区内の電車利用でかかった経費については、全て補助対象になります。

よって、例のような旅行をする場合は、下記運賃の合計が補助対象になり、申請額・積算額内訳書（新宮白浜区間内の鉄道利用申請用）に記載していただきます。

- ①団体割引適用後の白浜駅～串本駅の運賃×人数分（片道）
- ②団体割引適用後の串本駅～紀伊勝浦駅の運賃×人数分（片道）
- ③団体割引適用後の紀伊勝浦駅～白浜駅の運賃×人数分（片道）

※特急くろしお号を利用する場合は、利用区間相当の特急料金×人数分を申請額・積算額内訳書に記載してください。

Q14：目的地が新宮白浜区間の内外を含めて 2 箇所以上ある場合でも、補助対象となるでしょうか。また、補助対象となる場合、補助対象経費の算出、及び申請額・積算額内訳書の記載方法はどのようにすればよいでしょうか？

【例】和歌山市に在住で、御坊市と新宮市に旅行する場合（和歌山駅→御坊駅→新宮駅→和歌山駅という行程）

A14：新宮白浜区間内の電車利用でかかった経費については補助の対象となります。

よって、例のような旅行をする場合は、下記運賃の合計が補助対象となり、申請額・積算額内訳書（新宮白浜区間外を含む鉄道利用申請用）に記載してください。

①団体割引が適用された JR 旅行金額（御坊駅～新宮駅）からキロ程単価を算出し、新宮白浜区間の該当区間（白浜駅～新宮駅）のキロ程を乗じた金額

②団体割引が適用された JR 旅行金額（新宮駅～和歌山駅）からキロ程単価を算出し、新宮白浜区間の該当区間（新宮駅～白浜駅）のキロ程を乗じた金額

(注) ①と②の区間はキロ程が異なることによりキロ程単価が異なるため、①と②（合計 2 枚）の申請額・積算額内訳書（新宮白浜区間外を含む鉄道利用申請用）を提出してください。

Q15：旅行行程の中で、新宮白浜区間内のみの鉄道利用と新宮白浜区間外を含む鉄道利用がある場合は、どのように申請額・積算額内訳書を提出すればよいですか？

【例】和歌山駅→串本駅→紀伊勝浦駅→和歌山駅という行程

A15：①和歌山駅～串本駅、②紀伊勝浦駅～和歌山駅の申請額・積算額内訳書（新宮白浜区間外を含む鉄道利用申請用）、③串本駅～紀伊勝浦駅の申請額・積算額内訳書（新宮白浜区間内の鉄道利用申請用）、合計3枚の申請額・積算額内訳書を提出してください。

Q16：特急列車は全て補助の対象ですか？

A16：新宮白浜区間内の利用に要した特急くろしお号・特急南紀号の特急料金は補助の対象です。
WEST EXPRESS 銀河については補助対象外です。

Q17：旅行会社のツアー旅行を使用した場合でも、補助対象事業の基準（人数・対象者・目的地等）を満たせば補助の対象となりますか？

A17：学校の公式活動であり、補助対象事業の基準を満たしていれば補助の対象とします。
補助対象経費については、JRによる団体割引適用後の運賃及び特急料金のうち、新宮白浜区間の運賃等に相当する額として、申請額・積算額内訳書に記載してください。